

検討のための素案
〔改訂版〕

目 次

※ 部会で示された意見については、各制度・施策の見出しに「部会第8回会議から第18回会議までの意見要旨（制度・施策関係）」（以下「意見要旨」という。）の参照頁を付記している。

1	自由刑の単一化	1 頁
2-1	若年受刑者を対象とする処遇内容の充実	2 頁
2-2	若年受刑者に対する処遇調査の充実	2 頁
2-3	若年受刑者に対する処遇原則の明確化等	3 頁
3	刑の執行等の初期段階における被害者等心情等伝達制度	4 頁
4	外部通勤作業及び外出・外泊の活用等	5 頁
5	刑の全部の執行猶予制度の拡充	6 頁
6	罰金の保護観察付き執行猶予の活用	7 頁
7	刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進	8 頁
8-1	保護観察における新たな処遇手法の開発、特別遵守事項の種類の追加等	9 頁
8-2	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等	10 頁
8-3	保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用	10 頁
8-4	更生保護事業の体系の見直し	11 頁
9	若年者に対する新たな処分	12 頁
10	起訴猶予となる者等に対する就労支援・生活環境調整の規定等の整備	22 頁

1 自由刑の単一化 ※ 意見要旨 1～3 頁

考えられる制度の概要

一 新たな自由刑（以下「新自由刑」（仮称）という。）の創設

1 刑の種類

死刑，新自由刑，罰金，拘留及び科料を主刑とし，没収を付加刑とするものとする。

2 新自由刑（懲役及び禁錮の単一化）

(一) 懲役及び禁錮を，新自由刑として単一化する。

(二) 新自由刑は，無期及び有期とし，有期新自由刑は，1 月以上 20 年以下とするものとする。

(三) 新自由刑は，刑事施設に拘置して，作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

3 新自由刑等の加重減輕

(一) 死刑又は無期の新自由刑を減輕して有期の新自由刑とする場合には，その長期を 30 年とするものとする。

(二) 有期の新自由刑を加重する場合には 30 年にまで上げることができ，これを減輕する場合には 1 月未満に下げることができるものとする。

(三) 新自由刑に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から 5 年以内に更に罪を犯した場合において，その者を有期の新自由刑に処するときは，再犯とし，再犯の刑は，その罪について定めた新自由刑の長期の 2 倍以下とするものとする。

(四) 死刑を減輕するときは，無期の新自由刑又は 10 年以上の新自由刑とするものとし，無期の新自由刑を減輕するときは，7 年以上の有期の新自由刑とし，有期の新自由刑を減輕するときは，その長期及び短期の 2 分の 1 を減ずるものとする。

4 各則の罪の法定刑

無期懲役及び無期禁錮は，無期新自由刑に改め，有期懲役及び有期禁錮は，「懲役」，「禁錮」，「懲役又は（若しくは）禁錮」のいずれの場合においても，長期及び短期を現行のものと同じくする有期新自由刑に改めるものとする。

二 拘留に関する規定の整備

拘留は，刑事施設に拘置して，作業を行わせることその他の矯正に必要な処遇を行うものとする。

2-1 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実 ※ 意見要旨3・4頁

考えられる施策の概要

- 一 刑事施設において、次のように少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るものとする。
 - 1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
 - 2 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

2-2 若年受刑者に対する処遇調査の充実 ※ 意見要旨4頁

考えられる制度・施策の概要

- 一 次のように若年受刑者に対する処遇調査の充実を図るものとする。
 - 1 刑執行開始時に行う精密な処遇調査の対象者を拡大する。
 - 2 精密な処遇調査の実施要領を見直すなど、調査内容を充実させる。
- 二 少年鑑別所の長が刑事施設の長の求めにより行う鑑別の対象となる受刑者の年齢の上限を、「20歳未満」から引き上げるものとする。

考えられる制度の概要

- 一 若年受刑者に対する処遇原則として次のような内容の明文規定を設ける。
若年受刑者に対しその者の資質及び環境に応じた処遇を行うに当たっては、その者の年齢、精神的な成熟の程度その他若年であることに伴う個々の事情を踏まえ、その者の問題性の改善に資する手法及び内容とするように努めるものとする。
- 二 受刑者に対する社会復帰支援について次のような内容の明文規定を設ける。
 - 1 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (一) 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。
 - (二) 医療及び療養を受けることを助けること。
 - (三) 就業又は修学を助けること。
 - (四) (一)から(三)までのほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
 - 2 1の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。
 - 3 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならないものとする。

考えられる制度・施策の概要

- 一 刑事施設の長又は少年院の長（以下「刑事施設の長等」という。）は、受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に被害者及びその親族の心情等を理解させることの重要性に鑑み、被害者その他の法務省令で定める者から申出があったときは、法務省令で定めるところにより、その心情等を聴取するものとし、ただし、その聴取をすることが相当でないとき認めるときは、この限りではないものとする。
- 二 聴取した心情等については、矯正処遇・矯正教育にいかすほか、刑事施設における処遇要領又は少年院における個人別矯正教育計画を策定・変更するに当たっては、必要に応じ当該心情等を参酌するものとし、仮釈放等の申出・審理を行うに当たっては、そのようにして行われた矯正処遇等の状況・結果を踏まえるものとする。
- 三 刑事施設の長等は、一で聴取した心情等のうち、申出をした者が希望するものは、受刑者等に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが相当でないとき認めるときは、この限りではないものとする。
- 四 刑事施設の長等は、一の聴取又は三の伝達について、地方更生保護委員会及び保護観察所の長と連携を図るよう努めなければならないものとする。
- 五 更生保護法第38条第1項に基づき、地方更生保護委員会が聴取する内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明示的に規定するものとする。

考えられる施策の概要

- 一 刑事施設内から社会内に向けて円滑な移行を図るため、以下の取組を行う。
 - 1 矯正施設と更生保護官署との連携を強化するとともに、更生保護施設や雇用主の協力を得て、外部通勤作業及び外出・外泊の環境を整備し、これらの活用を促進する。更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れることについて、更生保護事業法上の収益事業の収益を充てることができる「公益事業」として更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）に規定する。
 - 2 職員の監督の下で行う刑事施設外処遇を拡大するとともに、受刑者の状況に応じて施設や居室区画を変更するなど、刑事施設内の開放的な処遇の拡大に向けた取組を推進する。
 - 3 更生保護施設の宿泊義務付けを活用するなどして施設内から社会内に円滑に移行できるよう仮釈放後の段階的な処遇を実施する。

考えられる制度の概要

一 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

二 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる新自由刑の刑期の上限を2年に引き上げる。

三 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

1 刑の全部の執行猶予

(一) 猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、新自由刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合は、猶予の期間経過後にその刑に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。

(二) 猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、罰金に処せられた場合は、猶予の期間経過後に罰金に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。

(三) 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消しについては、刑法第27条の規定にかかわらず、その取消しの時から刑の言渡しが効力を有するものとする。

(四) 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消請求は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に、これをしなければならないものとする。

2 刑の一部の執行猶予

猶予期間経過後の取消しについて、1と同様の内容の規律を設けるものとする。

6 罰金の保護観察付き執行猶予の活用 ※ 意見要旨 7～12 頁

考えられる施策の概要

- 一 罰金刑が相当である事案で、保護観察付き執行猶予に付することが有用かつ相当であると考えられるものにつき、例えば、以下に掲げる方策をとるなどして、その活用を図るものとする。
 - 1 検察官は、収集した証拠に基づいて、同種再犯のおそれや保護観察に付することによる処遇効果等を考慮して保護観察付き執行猶予の有用性・相当性を判断し、これが認められる場合には、公判請求すべきか否かを検討した上、その後の裁判手続において、裁判所に対し、保護観察付き執行猶予の有用性・相当性の判断に資する事実を主張・立証する。
 - 2 検察官は、1の判断に必要があるときは、保護観察所及び少年鑑別所の調査機能を活用する。

考えられる制度の概要

一 保護観察の仮解除

- 1 保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、健全な生活態度を保持している保護観察付執行猶予者について、遵守事項又は生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができることを認めるときにするものとする。
- 2 保護観察所の長は、保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、仮に解除する処分を取り消さなければならないものとする。

考えられる制度・施策の概要

一 保護観察処遇における新たなアセスメントツールの開発及び新たな処遇手法の開発

1 保護観察処遇の充実のため、対象者の再犯リスクや更生促進要因等をより適切に評価するためのアセスメントツールを開発するとともに、評価結果を踏まえ、罪種や問題性に応じて効果的な処遇を行うための手法をガイドライン又はプログラムとして開発・整備する。

2 新たなツールを用いたアセスメント結果を含めた処遇の状況について、前刑から後刑に引き継がれるための方策を充実するとともに、施設内処遇と、社会内処遇における新たな処遇手法として開発したガイドライン又はプログラムとが連続性ある内容にするなど、施設内処遇と社会内処遇とで一貫性ある指導内容とする。

二 更生保護法第51条第2項各号に定める特別遵守事項の類型に、次のものを加えるものとする。

更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者が行う援助であって、特定の犯罪的傾向の改善を目的とするもの（法務大臣が定める基準に適合するものに限る。）を受けること。

三 更生保護施設における宿泊の義務付け

保護観察官が更生保護施設で指導監督を行うことができる体制を整備し、当該整備がなされた更生保護施設については、保護観察対象者に遵守事項違反があり濃密な処遇を行う必要がある場合など、その改善更生のために特に必要と認められるときに、更生保護法第51条第2項第5号に基づき同施設への宿泊を義務付ける運用を行う。

8-2 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等 ※ 意見要旨17頁

考えられる制度・施策の概要

- 一 地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、更生保護法第3条の規定により保護観察等の措置をとるに当たっては、措置の内容に応じ、被害者等の被害に関する心情、被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するよう努めなければならないものとする。
- 二 具体的な賠償計画を立て、賠償に向けて就職活動を行うことや、就労により貯蓄した一定額を被害者に送金することについて、生活行動指針に設定し、これに即して生活し、又は行動するよう指導を行うための運用に関する規律を規則等で設け、当該指導の充実を図る。

8-3 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用 ※ 意見要旨17・18頁

考えられる制度の概要

- 一 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。
- 二 保護観察所の長は、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、少年鑑別所又は刑事施設に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。
- 三 二の收容の期間は、10日間とする。

8-4 更生保護事業の体系の見直し

考えられる制度の概要

一 更生保護事業の体系の見直し

- 1 「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて行う社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。
- 2 「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、これが金品を給与し、又は貸与することに加え、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあることを明文化するとともに、「社会生活に適応させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）」を行うことができることを明文化する。
- 3 「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割を加える。

二 参入の要件

- 1 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。
- 2 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

三 その他

更生保護法第58条第6号に定める補導援護の方法及び同法第85条第1項に定める更生緊急保護の方法について、社会生活に適応させるために必要な生活指導に「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」が含まれることを明文化する。

考えられる制度の概要

一 対象者

罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについては、二の手續を行い、三の処分をすることができるものとする。

A案 起訴済みの事件の余罪等一定の事件については、二の手續に乗せないものとする。

B案 例外を設けない。

二 手續

1 調査

(一) 家庭裁判所は、事件について調査しなければならないものとする。

(二) 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、対象者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができるものとする。

2 鑑別

(一) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に鑑別を求めることができるものとする。

(二)イ 家庭裁判所は、鑑別のために特に必要があると認めるときは、少年鑑別所に收容する措置をとることができるものとする。

ロ 家庭裁判所は、イの措置をとるに際しては、対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び〔付添人〕を選任することができることを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

ハ イの期間は、10日間とする。

ニ 対象者は、イの決定に対しては、異議の申立てをすることができるものとする。

3 呼出し・同行

(一) 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、対象者に対して、呼出状を発することができるものとする。

(二) 家庭裁判所は、正当の理由がなく(一)の呼出しに応じない者に対して、同行状を発することができるものとする。

4 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置

A案 鑑別の目的以外で少年鑑別所に收容する措置はとることができないものとする。

B案 (一) 家庭裁判所は、2(二)イの場合のほか、対象者が罪を犯したこ

とを疑うに足りる相当な理由がある場合で、次のいずれかに当たるときも、矯正施設に収容する措置をとることができるものとする。

イ 対象者が定まった住居を有しないとき。

ロ 対象者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

ハ 対象者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

(二) (一)の期間は、2週間を超えることができないものとし、ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、1回に限り、これを更新することができるものとする。

(三) (一)の手續及び決定については、2(二)ロ及びニと同様の規律を設けるものとする。

5 証人尋問、検証等

家庭裁判所は、証人を尋問し、若しくは鑑定、通訳若しくは翻訳を命じ、又は検証、押収若しくは搜索をすることができるものとする。

6 検察官・弁護士の関与

(一) **A案** 対象者は、〔付添人〕を選任することができるものとする。〔付添人〕は、弁護士の中からこれを選任しなければならないものとする。

B案 対象者は、家庭裁判所の許可を受けて、〔付添人〕を選任することができるものとする。ただし、弁護士を〔付添人〕に選任するには、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

(二) **A案** イ 家庭裁判所は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件において、犯罪事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができるものとする。

ロ 家庭裁判所は、イの決定をした場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならないものとする。

B案 検察官関与の制度は設けない。

(三) **A案** 家庭裁判所は、対象者が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件について、施設に収容する措置がとられており、かつ、対象者に弁護士である〔付添人〕がない場合において、事案の内容その他の事情を考慮し、審判の手

続に弁護士である〔付添人〕が関与する必要があると認めるときは、弁護士である〔付添人〕を付することができるものとする。

〔B案〕 裁量的な国選〔付添人〕の制度は設けない。

7 記録・証拠物の閲覧・謄写

- (一) 事件の記録又は証拠物は、当該記録若しくは証拠物を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写をすることができないものとする。
- (二) 〔付添人〕は、(一)にかかわらず、審判開始の決定があった後は、事件の記録又は証拠物を閲覧することができるものとし、少年審判規則第7条第3項から第8項までと同様の規定を設けるものとする。
- (三) 【6(二)でA案をとる場合】 検察官は、(一)にかかわらず、6(二)イの検察官関与決定があった事件において、その犯罪事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写することができるものとする。

8 審判

- (一)イ 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならないものとする。
 - 家庭裁判所は、イの決定をしないときは、審判を開始する決定をしなければならないものとする。
- (二)イ 審判は、公開しないものとする。
 - 家庭裁判所は、第1回の審判期日の冒頭において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。
- (三) 家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

9 試験観察

家庭裁判所は、処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができるものとし、これと併せて、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (一) 遵守事項を定めてその履行を命ずること。
- (二) 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

三 処分

1 処分の決定

家庭裁判所は、二八(三)の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる処分をしなければならないものとする。

A案 保護観察所の保護観察に付すること。

B案 (一) 保護観察所の保護観察に付すること。

(二) 施設収容をすること。

2 没取

(一) 家庭裁判所は、二八(一)イ若しくは(三)又は三一の決定をする場合には、決定をもって、次に掲げる物を没取することができるものとする。

イ 犯罪行為を組成した物

ロ 犯罪行為に供し、又は供しようとした物

ハ 犯罪行為から生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

ニ ハの対価として得た物

(二) 没取は、対象者以外の者に属しない物に限り、これを行うことができるものとする。

3 不服申立て

1又は2の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができるものとする。

4 保護観察処分

(一) 保護観察の期間は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1年 \\ 2年 \end{array} \right\}$ とする。

(二) 保護観察の処遇の見直しのための措置

イ 保護観察所の長は、1の保護観察に付された者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

ロ **A案** 保護観察所の長は、1の保護観察に付された者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所の許可を得て、10日間、少年鑑別所に収容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。

B案 処遇見直しのための収容鑑別の措置は設けない。

(三) 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

(四) 遵守事項に違反した場合の施設収容処分

A案 施設収容処分は設けない。

〔B案〕 家庭裁判所は、1の保護観察処分に付した者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合において、保護観察所の長からの申出があり、かつ、必要があると認めるときは、決定をもって、相当と認められる期間、施設に收容する処分をすることができるものとする。

5 処分の取消し

- (一) 1の処分の継続中、対象者に対し審判権がなかったこと、又は審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、同処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その処分を取り消さなければならないものとする。
- (二) 1の処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、(一)と同様とする。

四 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度

- 1 家庭裁判所は、二七(一)にかかわらず、対象者の事件について、二八(一)ロの決定があった後、当該事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該事件の記録（家庭裁判所が専ら対象者の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該対象者の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、閲覧又は謄写をさせるものとする。
- 2 家庭裁判所は、被害者等から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。
- 3 家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するものとする。
- 4 家庭裁判所は、二八(一)イ若しくは(三)又は三一の決定をした場合において、被害者等から申出があるときは、相当でないと認められるものを除き、次の事項を通知するものとする。
 - (一) 対象者の氏名及び住居
 - (二) 決定の年月日、主文及び理由の要旨

5 被害者等による審判の傍聴

A案 (一) 家庭裁判所は、次に掲げる罪のものに係る事件（被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

イ 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

ロ 刑法第211条の罪

ハ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪

(二) 家庭裁判所は、(一)の傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である〔付添人〕の意見を聴かなければならないものとする。

(三) 家庭裁判所は、(二)の場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならぬものとする。

B案 被害者等による審判の傍聴の制度は設けない。

五 家庭裁判所への移送

A案 刑事裁判所から家庭裁判所への移送の制度は設けない。

B案 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を本処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送することができるものとする。

[別案]

甲案

一 家庭裁判所への送致

検察官は、18歳及び19歳の者の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、一定の事件（以下「直接起訴事件」という。）について公訴を提起する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならないものとする。

二 手続・処分

1 審判に付すべき18歳及び19歳の者

罪を犯した18歳及び19歳の者は、これを家庭裁判所の審判に付するものとする。

2 終局決定

(一) 検察官送致決定

イ 家庭裁判所は、調査又は審判の結果、罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をしなければならないものとする。

ロ イにかかわらず、家庭裁判所は、一定の事件であつて、その罪を犯すとき18歳又は19歳に係るものについては、検察官送致決定をしなければならないものとする。ただし、調査又は審判の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、本人の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないものとする。

(二) 不処分決定

家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

(三) 処分決定

イ 家庭裁判所は、(一)又は(二)の場合を除いて、審判を開始した事件につき、いわゆる行為責任の範囲内で、次に掲げる処分の決定をしなければならないものとする。

(イ) 保護観察所の保護観察に付すること。

(ロ) 施設収容をすること。

ロ 保護観察の期間は1年又は2年とする。

ハ 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

ニ 家庭裁判所は、イ(イ)の保護観察処分の決定をするについては、いわ

ゆる行為責任の範囲内で、併せて、遵守すべき事項を遵守しなかった場合において、必要があると認めるときは、相当と認められる期間、施設に収容する処分をすることができる旨の決定をすることができるものとする。

ホ 家庭裁判所は、イ(ロ)の施設収容処分の決定をする場合には、いわゆる行為責任の範囲内で、相当と認められる収容期間を定めなければならないものとする。

三 刑事事件の特例等

1 起訴強制

検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならないものとする。ただし、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでないものとする。送致後の状況により訴追を相当でないと思料するときも、同様であるものとする。

2 家庭裁判所への移送

A案 刑事裁判所は、事実審理の結果、直接起訴事件以外の事件について、18歳又は19歳である被告人を二(三)イの保護観察処分又は施設収容処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

B案 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を二(三)イの保護観察処分又は施設収容処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

3 その他

以上のほか、次の規律は設けないものとする。

- (一) 不定期刑
- (二) 換刑処分の禁止
- (三) 仮釈放に関する特則
- (四) 推知報道
- (五) 勾留の特則
- (六) 取扱いの分離
- (七) 執行の分離
- (八) 資格制限に関する特則

乙案

一 家庭裁判所への送致

検察官は、18歳及び19歳の者の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、これを家庭裁判所に送致しなければならないものとする。

二 手続・処分

1 審判に付すべき18歳及び19歳の者

罪を犯した18歳及び19歳の者は、これを家庭裁判所の審判に付するものとする。

2 終局決定

(一) 検察官送致決定

イ **A案** 家庭裁判所は、調査又は審判の結果、一定の事件（以下「必要の逆送事件」という。）であると認めるときは、検察官送致決定をしなければならないものとする。

B案 **A案**のような取扱いは設けないものとする。

ロ イのほか、家庭裁判所は、調査又は審判の結果、罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、検察官送致決定をしなければならないものとする。

ハ ロにかかわらず、家庭裁判所は、一定の事件であって、その罪を犯すとき18歳又は19歳に係るものについては、検察官送致決定をしなければならないものとする。ただし、調査又は審判の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、本人の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないものとする。

(二) 不処分決定

甲案と同じ。

(三) 処分決定

甲案と同じ。

三 刑事事件の特例等

1 起訴強制

検察官は、刑事処分相当の事件又は原則逆送事件として家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならないものとする。ただし、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでないものとする。送致後の情況により訴

追を相当でないと思料するときも、同様であるものとする。

2 家庭裁判所への移送

A案 刑事裁判所は、事実審理の結果、必要的逆送事件以外の事件について、18歳又は19歳である被告人を二2(三)の保護観察処分又は施設収容処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

B案 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を二2(三)の保護観察処分又は施設収容処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならないものとする。

3 その他

以上のほか、次の規律を設けるものとする。

- (一) 不定期刑
- (二) 換刑処分の禁止
- (三) 仮釈放に関する特則
- (四) 推知報道
- (五) 勾留の特則
- (六) 取扱いの分離
- (七) 執行の分離
- (八) 資格制限に関する特則

考えられる制度の概要

一 起訴猶予処分前の者に対する更生緊急保護

刑事上の手続による身体の拘束を解かれた被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたもの（公訴を提起され、又は家庭裁判所に送致された者を除く。）を更生緊急保護の対象に加えるものとする。

二 勾留中の者に対する更生緊急保護

1 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって、犯罪をしたと検察官が認めたものについて、その者から申出があった場合において、身体の拘束を解かれた後緊急に保護することが改善更生のために必要であると認められるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものとする。

2 検察官は、1の被疑者について、必要があると認めるときは、その者に対し、1の制度及び申出の手続について教示しなければならないものとする。

3 保護観察所の長は、1の調整を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に参与している検察官の意見を聴かななければならないものとする。

4 1の調整は、その対象となる者が、勾留されている間、その意思に反しない限り、行うものとする。